

議案第16号

アンモニア水の取得について

西淀工場ほか4工場の運営のため、次の工業薬品を買い入れる。

- |          |                              |             |
|----------|------------------------------|-------------|
| 1 物 件    | アンモニア水                       | 約 844,000kg |
| 2 契約の相手方 | 大阪市中央区南船場4丁目11番28号<br>林六株式会社 |             |
| 3 契約金額   | 71,022,600円                  |             |
| 4 納入期間   | 令和6年10月1日から令和7年3月31日まで       |             |

令和6年9月3日提出

大阪広域環境施設組合管理者 横山英幸

説 明

アンモニア水を買い入れるため、大阪広域環境施設組合財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪広域環境施設組合財産条例 (抄)

(議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第8号の規定により、組合議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売り払いとする。